

松前町中小企業等人材確保事業費補助金FAQ

| | |
|----------------------------------|---|
| 1 事業概要に関すること | |
| Q1-1 | 本事業の趣旨・目的を教えてください。 |
| Q1-2 | 申請から補助金交付までの流れを教えてください。 |
| Q1-3 | この奨励金は、来年度以降も継続するのですか。 |
| 2 補助要件に関すること | |
| Q2-1 | ホームページの【申請要件2】について、正規従業員の求人には契約社員、アルバイト、パートは含まれますか。 |
| Q2-2 | 県から同種の補助金を受ける予定です。併用はできますか。 |
| Q2-3 | どのような経費が補助の対象になりますか。 |
| Q2-4 | 補助の対象とならない経費にはどのようなものがありますか。 |
| Q2-5 | 労働環境配慮に関する認証・認定を受けているとメリットはありますか。 |
| Q2-6 | 労働環境配慮に関する認証・認定にはどんなものがありますか。 |
| Q2-7 | 外国人の求人は補助の対象になりますか。 |
| Q2-8 | 技能実習生や特定技能外国人の求人は補助対象になりますか。 |
| 3 申請・交付／変更又は中止／実績報告に関すること | |
| Q3-1 | 申請したら必ず補助金が交付されますか。 |
| Q3-2 | 申請はどのようにすればよいですか。 |
| Q3-3 | 提出する書類に押印は必要ですか。 |
| Q3-4 | ホームページの【交付申請書類】について、「補助対象経費の詳細及び金額並びに事業内容が確認できる書類」とありますが、何を提出すればよいですか。 |
| Q3-5 | 事業計画書の「税抜単価」の欄は、消費税及び地方消費税の免税事業者の場合どのように記入すればよいですか。 |
| Q3-6 | 交付決定後に事業費や事業内容（経費の内訳）が変更となった場合は、どうしたらよいですか。 |
| Q3-7 | 支払いが令和9年3月5日までに間に合いません。どうなりますか。 |
| Q3-8 | 請求書を提出してから振込みまでにどれくらいの時間がかかりますか。 |
| Q3-9 | ホームページの【実績報告書類】について、「補助事業の実施状況が確認できる書類」とありますが、何を提出すればよいですか。 |
| Q3-10 | 成功報酬型の人材マッチングサイトを利用しています。雇用契約成立時に成功報酬が発生する場合、成功報酬額が確定していない段階でも交付申請はできますか。 |
| Q3-11 | 人材マッチングサイトを利用した成功報酬の見込額は、どのように算出すればよいですか。 |
| 4 補助対象経費に関すること | |
| Q4-1 | 申請後、交付決定前に事業を開始してもよいですか。 |
| Q4-2 | 交付決定前に契約している場合でも補助対象となる場合はありますか。 |

| | |
|-----------------------|---|
| Q4-3 | いつからいつまでの経費が対象ですか。 |
| Q4-4 | <p>広告掲載期間が決まっている新卒向けの求人サイト（※）に求人を掲載したいです。こういったものが補助の対象となりますか。</p> <p>（※）期間内であれば、いつでも掲載開始できるが掲載終了日は固定されており、掲載開始の時期によらず掲載料が一定にかかるサイトのこと</p> |
| Q4-5 | すでに求人サイトに掲載している広告料は対象になりますか。 |
| Q4-6 | 社内に SNS 担当が居ないため、当補助金を活用して、採用専用の SNS アカウントを開設し、広告運用まで外注する予定ですが、補助の対象になりますか。 |
| Q4-7 | 会社の PR 動画やパンフレット制作は対象になりますか。 |
| Q4-8 | 合同説明会の経費はどのようなものが補助の対象になりますか。 |
| Q4-9 | 求人票の添削や自社ホームページの採用特設ページの開設支援など、求人活動の支援に関する経費は補助の対象になりますか。 |
| Q4-10 | 知人の紹介で人材採用に繋がったため、成功報酬を支払いたい。これは補助の対象になりますか。 |

1 事業概要に関すること

Q1-1 本事業の趣旨・目的を教えてください。

物価高騰、人件費上昇、労働人口の減少等の影響により中小企業等の人材確保が困難化していることに鑑み、採用活動に要する負担軽減を図るため、求人サイト等への掲載、求人チラシの制作や人材紹介会社を介した採用活動に要する経費の一部を支援します。

本事業は、企業の負担軽減と採用力の強化を支援し、地域の産業基盤の維持及び発展につなげることを目的としています。

Q1-2 申請から補助金交付までの流れを教えてください。

全体の流れは、以下のようになります。申請書類等の詳細は町ホームページや交付要綱を御確認ください。

【全体の流れ】

① 申請

メール提出、郵送、窓口持参のいずれかの方法により申請書類を提出してください。
※申請期間：令和8年5月1日（金）～令和8年12月25日（金）【消印有効】



② 交付決定

申請内容を審査の上、松前町から交付決定通知書を送付します。



③ 事業実施

申請した事業を実施してください。
※事業内容等に変更が生じる場合は、変更承認申請書の提出が必要です。



④ 実績報告

事業完了後（支払完了後）、速やかに報告書類を提出してください。
※期限：事業完了後30日以内または令和9年3月5日（金）のいずれか早い日まで



⑤ 額の確定

報告内容を審査の上、松前町から補助金額確定通知書を送付します。



⑥ 請求

額の確定後、補助金交付請求書を提出してください。



⑦ 補助金交付

補助金を指定の口座に振込みます。

| | |
|------|------------------------|
| Q1-3 | この奨励金は、来年度以降も継続するのですか。 |
|------|------------------------|

現時点で、来年度以降の実施については未定です。

2 補助要件に関すること

| | |
|------|---|
| Q2-1 | ホームページの【申請要件2】について、正規従業員の求人には契約社員、アルバイト、パートは含まれますか。 |
|------|---|

雇用期間の定めのない労働契約により雇用される従業員を確保するために実施するものが補助の対象になります。

そのため、原則、契約社員やアルバイト、パートなどは補助の対象になりません。

ただし、正社員への登用を前提とした契約社員などの求人は対象になります。

(例：6ヶ月の試用期間は契約社員で、試用期間後に正社員登用)

※実績報告時に、正社員への登用を前提としていることが分かる資料（就職情報サイトのスクリーンショットなど）を提出してください。

| | |
|------|-----------------------------|
| Q2-2 | 県から同種の補助金を受ける予定です。併用はできますか。 |
|------|-----------------------------|

国、愛媛県、他の市町等の同種の補助金との併用はできません。

そのため、愛媛県が実施する「県内企業等採用活動緊急支援事業費補助金」を利用する場合は、本補助金を併せて受けることはできません。

| | |
|------|----------------------|
| Q2-3 | どのような経費が補助の対象になりますか。 |
|------|----------------------|

正規従業員を確保するために実施する事業で、次の表に該当するものが補助の対象となります。

| 補助対象事業 | 補助対象経費 |
|---------------------------------|----------------------|
| 1 就職情報サイト、求人情報誌その他求人広告への求人情報の掲載 | 登録料、利用料その他広告掲載に要する費用 |
| 2 人材紹介サービス又は人材マッチングサイトの利用 | サービス利用料、雇用契約成立時の成功報酬 |
| 3 求人動画の制作 | 動画制作事業者に支払う委託料 |
| 4 求人チラシの制作 | 原稿作成費、デザイン費、印刷費、配布費 |
| 5 合同企業説明会、採用面接会等への出展 | 出展料、参加負担金、ブース装飾費 |

※令和8年4月1日から令和9年3月5日までに実施した事業が対象となります。

Q2-4 補助の対象とならない経費にはどのようなものがありますか。

以下のような経費は、補助の対象となりません。

- ・補助対象者と資本関係にある事業者との契約に係る経費
- ・補助対象者の代表者、役員又は代表者の配偶者若しくは2親等以内の親族が役員である事業者との契約に係る経費
- ・事業を営んでいない個人との契約に係る経費
- ・公序良俗に反するおそれがある事業者に委託して実施する事業に係る経費
- ・補助対象者の関係会社（会社計算規則第2条第3項第25号に規定する会社）との契約に係る経費
- ・補助対象者の関係会社のみが参加する合同企業説明会等の経費
- ・補助対象者が単独で開催する企業説明会等の経費
- ・職業安定法に基づく許可が必要な事業を、許可を受けていない事業者に委託する場合の経費
- ・補助対象者が支払う人件費、光熱水費、消耗品費などの通常の事業運営に要する経費
- ・求人動画を自作する場合の機材費やソフトウェア費などの経費
- ・その他、補助事業の目的に照らして適当でないと認められる経費

Q2-5 労働環境配慮に関する認証・認定を受けているとメリットはありますか。

労働環境配慮に関する認証・認定を受けている場合は、補助率と上限額がそれぞれ引き上げられます。

| | 認証・認定なし | 認証・認定あり |
|-----|---------|---------|
| 補助率 | 2分の1以内 | 3分の2以内 |
| 上限額 | 30万円 | 40万円 |

Q2-6 労働環境配慮に関する認証・認定にはどんなものがありますか。

以下のようなものがあります。詳細は、各ホームページを御確認ください。

- ・ひめボス宣言事業所 または ひめボス宣言事業所スーパープレミアム
男女ともに働きやすく、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりに取り組む企業を愛媛県が認証する制度です。企業の魅力向上や人材確保の促進につながります。

【ひめボス事務局 HP】

<https://himeboss.jp/>

- ・くるみん認定、トライくるみん認定 または プラチナくるみん認定
次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て支援に関する取組が一定の基準を満たされた企業を厚生労働大臣が認定する制度です。取組状況に応じて段階的な認定があります。

【厚生労働省 HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

- ・えるぼし認定 または プラチナえるぼし認定

女性の活躍推進に関する取組状況が優良な企業を厚生労働大臣が認定する制度です。取組の水準に応じて段階的な認定があり、認定企業は認定マークを使用することができます。

【厚生労働省 HP】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

- ・ユースエール認定

若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。若者に選ばれる企業としての PR につながります。

【厚生労働省 HP】

<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/youth-yell/landing/>

| | |
|-------|---------------------|
| Q 2-7 | 外国人の求人は補助の対象になりますか。 |
|-------|---------------------|

国籍は問いません。外国人を対象とした求人であっても、雇用期間の定めのない労働契約により雇用される従業員の確保を目的とする事業であれば、補助対象となります。

| | |
|-------|------------------------------|
| Q 2-8 | 技能実習生や特定技能外国人の求人は補助対象になりますか。 |
|-------|------------------------------|

技能実習生及び特定技能1号外国人の採用を目的とした求人は補助の対象になりません。ただし、特定技能2号外国人を含め、期間の定めのない正規雇用を前提とした求人については補助対象となります。

※特定技能2号外国人を対象とした求人については、補助対象となることが確認できる資料（求人票等）を提出してください。

3 申請・交付／変更又は中止／実績報告に関すること

| | |
|-------|---------------------|
| Q 3-1 | 申請したら必ず補助金が交付されますか。 |
|-------|---------------------|

申請いただいた内容を審査し、所定の要件を満たした場合にのみ交付します。そのため、必ず交付されるわけではありません。また、町の予算が上限に達した後に申請いただいた場合も交付されません。

| | |
|------|-------------------|
| Q3-2 | 申請はどのようにすればよいですか。 |
|------|-------------------|

次のいずれかの方法により申請してください。

(1) メールによる申請

【提出先】

- ・宛 先：松前町役場産業課 商工振興係
- ・(To) メールアドレス：212syoko@town.masaki.ehime.jp
- ・(Cc) メールアドレス：申請の責任者
- ・メールタイトル：【人材確保事業費補助金】申請者名
例)【人材確保事業費補助金】(株)松前産業

(2) 郵送による申請

【提出先】

〒791-3192 伊予郡松前町大字筒井631番地
松前町役場産業課 商工振興係

(3) 窓口持参

| | |
|------|------------------|
| Q3-3 | 提出する書類に押印は必要ですか。 |
|------|------------------|

町税等の納付状況確認同意書(様式第3号)と誓約書(様式第4号)には代表者印の押印又は署名が必要です。それ以外の様式は、押印不要です。

電子申請の場合は、スキャンしたPDFデータでの提出も可能です。

| | |
|------|--|
| Q3-4 | ホームページの【交付申請書類】について、「補助対象経費の詳細及び金額並びに事業内容が確認できる書類」とありますが、何を提出すればいいですか。 |
|------|--|

見積書や契約書、仕様書など、経費の内容や金額、実施する事業の内容や期間が確認できる書類をご提出ください。

| | |
|------|---|
| Q3-5 | 事業計画書の「税抜単価」の欄は、消費税及び地方消費税の免税事業者の場合どのように記入すればよいですか。 |
|------|---|

消費税の仕入税額控除の対象とならない場合は、税込金額を記入し、「税抜単価」の欄を「税込単価」と読み換えてください。

なお、税込単価で申請する場合は、免税業者届出書を添付してください。

免税業者届出書：<https://www.town.masaki.ehime.jp/soshiki/14/17114.html>

| | |
|------|--------------------------------------|
| Q3-6 | 交付決定後に事業費や事業内容が変更となった場合は、どうしたらよいですか。 |
|------|--------------------------------------|

交付決定後に事業内容や事業費に変更が生じる場合は、あらかじめ中小企業等人材確保事業変更承認申請書（様式第6号）を提出し、承認を受ける必要があります。

【変更申請が必要な場合】

- ・事業費が20%以上変更となるとき
- ・補助金額が変更になるとき

なお、変更後の内容については、変更承認後の交付決定通知を受けてから着手してください。

| | |
|------|---------------------------------|
| Q3-7 | 支払いが令和9年3月5日までに間に合いません。どうなりますか。 |
|------|---------------------------------|

令和9年3月5日までに事業を完了し、実績報告を行ったものが補助の対象になりますので、経費の一部の支払いが間に合わない場合は補助の対象になりません。

この場合、支払いが終わったもののみを実績として報告してください。

| | |
|------|----------------------------------|
| Q3-8 | 請求書を提出してから振込みまでにどれくらいの時間がかかりますか。 |
|------|----------------------------------|

申請書類が全て整ってから、約3週間～1か月程度かかります。

| | |
|------|---|
| Q3-9 | ホームページの【実績報告書類】について、「補助事業の実施状況が確認できる書類」とありますが、何を提出すればいいですか。 |
|------|---|

実績報告書（様式第9号）とあわせて、以下の資料を提出してください。

【補助対象経費の詳細及び金額が分かる資料】

- ・請求書や契約書、仕様書など、補助対象経費の内訳や事業実施期間が分かる資料

【事業内容が確認できる書類】

<1～5 共通>

- ・雇用期間の定めのない正規従業員の求人を行ったことが分かる資料（就職情報サイト等の掲載画面のスクリーンショットなど）
- ・支払いが完了したことが分かる資料（通帳の写しやインターネットバンキングの振込完了画面のスクリーンショットなど）

- < 1 就職情報サイト、求人情報誌その他求人広告への求人情報の掲載 >
 - ・就職情報サイト等の利用状況が分かる資料
 - ・本補助金を活用した SNS 投稿（Instagram、X、Facebook 等）のスクリーンショット

- < 2 人材紹介サービス又は人材マッチングサイトの利用 >
 - ・雇用契約成立時の成功報酬額の算定根拠が分かる資料
 - 例：成功報酬として初任給の3か月分を支払う場合
 - （提出書類）・成功報酬額の算定方法を定めた契約書等
 - ・初任給額が記載された労働条件通知書や雇用契約書等

- < 3 求人動画の制作 >
 - ・求人のために作成した動画の掲載先サイトの URL が分かるもの
 - ・求人のために作成した動画を公開していない場合は動画のデータ

- < 4 求人チラシの制作 >
 - ・求人チラシ
 - ・求人のために作成した事業所紹介パンフレット等
 - ・本補助金を活用して作成した会社 HP の求人ページの URL やスクリーンショット

- < 5 合同企業説明会、採用面接会等への出展 >
 - ・合同企業説明会や採用面接会等への出展状況が分かる写真
 - ・合同企業説明会や採用面接会等の開催日時やイベント名が分かる資料
 - ・委託業者から提出された業務報告書

| | |
|-------|---|
| Q3-10 | 成功報酬型の人材マッチングサイトを利用しています。雇用契約成立時に成功報酬が発生する場合、成功報酬額が確定していない段階でも交付申請はできますか。 |
|-------|---|

交付申請時点で成功報酬額が確定していない場合でも、見込額により申請できます。

人材紹介サービス又は人材マッチングサイトを利用した雇用契約成立時の成功報酬について補助を受けようとする場合は、交付申請額（成功報酬額の見込額）、紹介サービス又はマッチングサイトの名称、運営事業者名、利用予定期間が分かった時点で速やかに申請してください。

なお、交付申請時の見込額と実際の成功報酬額に変更が生じる場合は、変更承認申請書（様式第6号）の提出が必要です。

また、人材紹介サービス又は人材マッチングサイトを利用したものの、結果として雇用契約の成立に至らず成功報酬が発生しなかった場合は、令和9年3月5日までに事業中止（廃止）届出書（様式第8号）を提出してください。

| | |
|-------|---|
| Q3-11 | 人材マッチングサイトを利用した成功報酬の見込額は、どのように算出すればよいですか。 |
|-------|---|

募集条件や利用する人材マッチングサイトの料金体系に基づき、募集人数分の採用が成立したものととして、成功報酬額の見込額を算出してください。

【算出例】

例1：月給20万円程度の正社員を募集しており、成功報酬として年間給与額の30%を支払う場合

$20万円 \times 12か月 \times 30\% = 72万円$ （成功報酬額の見込額）

例2：月給20万円程度の正社員を2名募集しており、成功報酬として初任給の3か月分を支払う場合

$20万円 \times 3か月 \times 2人 = 120万円$ （成功報酬額の見込額）

※交付申請書にあわせて、見込額の算定根拠となる資料（募集条件や成功報酬の額等が分かる資料）を添付してください。

※交付申請時の見込額と実際の成功報酬額に変更が生じる場合や、採用に至らなかった場合の取扱いについては、[Q3-10](#)をご確認ください。

4 補助対象経費に関すること

| | |
|------|--------------------------|
| Q4-1 | 申請後、交付決定前に事業を開始してもよいですか。 |
|------|--------------------------|

本補助金は、令和8年4月1日以降に実施した事業が補助対象となります。また、交付決定前に事業を開始する場合であっても、町への届出は不要です。

ただし、補助金の交付は申請内容の審査結果に基づいて決定されるため、交付決定前に実施した事業であっても、補助対象とならない場合がありますのでご注意ください。

| | |
|------|-----------------------------|
| Q4-2 | 交付決定前に契約している場合でも補助対象となりますか。 |
|------|-----------------------------|

令和8年4月1日以降に契約した事業であれば補助対象になります。申請にあたっては、契約期間が分かる書類を添付してください。

| | |
|------|--------------------|
| Q4-3 | いつからいつまでの経費が対象ですか。 |
|------|--------------------|

令和8年4月1日から令和9年3月5日（実績報告書の提出期限）までの間に実施し、かつ支払いが完了している事業に係る経費が補助対象となります。

また、補助を受けるためには、補助事業の完了の日から30日以内、または令和9年3月5日のいずれか早い日までに実績報告書を提出する必要があります。

なお、令和9年3月6日以降に実施した事業に係る経費は、支払いが完了している場合であっても対象となりません。

ただし、年間契約の利用料の取り扱いについては、[Q4-4](#)と[Q4-5](#)を御参照ください。

| | |
|------|---|
| Q4-4 | <p>広告掲載期間が決まっている新卒向けの求人サイト（※）に求人を掲載したいです。こういったものが補助の対象となりますか。</p> <p>（※）期間内であれば、いつでも掲載開始できるが掲載終了日は固定されており、掲載開始の時期によらず掲載料が一定にかかるサイトのこと</p> |
|------|---|

年単位で発生する経費については、補助対象期間（令和8年4月1日から令和9年3月5日まで）に対応する部分のみが対象となります。

年額で契約している場合は、当該期間に相当する額を月割等により算出し、申告してください。

なお、申請にあたっては、契約期間が分かる書類を添付してください。

| | |
|------|------------------------------|
| Q4-5 | すでに求人サイトに掲載している広告料は対象になりますか。 |
|------|------------------------------|

令和8年3月31日以前の期間に実施した事業の経費は補助対象となりません。

ただし、年間契約等により同日以前から掲載が継続している場合で、かつ支払いが補助対象期間（令和8年4月1日から令和9年3月5日まで）内に完了する場合は、当該期間に相当する額は補助の対象となります。

なお、申請にあたっては、契約期間、支払（予定）日が分かる書類を提出してください。

| | |
|------|---|
| Q4-6 | 社内に SNS 担当が居ないため、当補助金を活用して、採用専用の SNS アカウントを開設し、広告運用まで外注する予定ですが、補助の対象になりますか。 |
|------|---|

広告運用にかかる委託料（外注費）も対象となります。

ただし、「正社員（もしくは正社員への登用前提の契約社員など）」の採用を目的とするものに限りません。

Q4-7 会社のPR動画やパンフレット制作は対象になりますか。

学生等にPRするための紹介動画や事業所等の紹介パンフレットの刷新は対象となります。

ただし、採用強化に関係のない既存パンフレットの増刷等は、補助の対象となりません。

Q4-8 合同説明会の経費はどのようなものが補助の対象になりますか。

【補助の対象となるもの】

- ・ 合同企業説明会等への出展料・参加負担金
- ・ イベントブースの装飾費
- ・ 合同企業説明会等で配布する資料等の印刷費・運搬費
- ・ テレビ等の媒体を通じて、合同企業説明会等への参加を周知・広報するための広告費
- ・ 合同企業説明会等の特設ページへの掲載費

【補助の対象とならないもの】

- ・ 補助対象者の関係会社のみが参加する合同企業説明会等の経費
- ・ 補助対象者が単独で開催する企業説明会等の経費
- ・ 合同企業説明会等へ参加するための旅費
- ・ 学生に配布するノベルティ等

Q4-9 求人票の添削や自社ホームページの採用特設ページの開設支援など、求人活動の支援に関する経費は補助の対象になりますか。

求人活動の支援に関する経費のうち、自社ホームページの採用特設ページの開設に係る委託料は補助対象となりますが、コンサルティング会社等による求人票作成支援に係る経費は補助の対象となりません。主な例は以下のとおりです。

1 就職情報サイト、求人情報誌その他求人広告への求人情報の掲載

| 補助の対象になる経費 | 補助の対象にならない経費 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職情報サイト等の登録料 ・ 就職情報サイト等の基本利用料、掲載料及びスカウト機能等のオプション利用料 ※年契約の場合は、補助対象期間（R8.4.1～R9.3.5）に対応する部分のみ ・ 求人広告やSNS広告等の掲載に係る登録料、掲載料や運営委託料（求人広告の配信設定やターゲティング設定等） ・ 求人専用のSNSアカウントの開設・運営に係る経費や委託料 | <p style="text-align: center;"><u>コンサルティング会社等が行う、以下の経費</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職情報サイト等への掲載に向けた支援に関する費用（サイトへの登録支援、掲載方法の指導等） ・ 求人票の添削、求人票の作成支援等の求人票作成支援に関する費用 ・ 求人条件の見直し、人材マッチング診断（求職者との適性分析等）、離職要因分析、採用力診断等の採用コンサルティン |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を通じて、自社の求人活動を周知するための広告費 ・求人広告等の掲載に係る原稿作成費及びデザイン作成費 | <ul style="list-style-type: none"> ・採用に関する助言や支援を受けたことに対して支払う謝金、顧問料等 |
|---|--|

2 人材紹介サービス又は人材マッチングサイトの利用

| 補助の対象になる経費 | 補助の対象にならない経費 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・人材紹介サービス等の登録料 ・人材紹介サービス等の基本利用料、掲載料及びスカウト機能等のオプション利用料 ※年契約の場合は、補助対象期間（R8.4.1～R9.3.5）に対応する部分のみ ・人材紹介サービス等の利用に係る雇用契約成立時の成功報酬 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>コンサルティング会社等が行う、以下の経費</u> ・人材紹介サービス等への掲載に向けた支援に関する費用（サイトへの登録支援等） |

3 求人動画の制作

| 補助の対象になる経費 | 補助の対象にならない経費 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・求職者向けの求人動画や採用動画の制作委託料 | <ul style="list-style-type: none"> ・求人活動と直接関係のない商品紹介動画等の制作費 |

4 求人チラシの制作

| 補助の対象になる経費 | 補助の対象にならない経費 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・求人チラシの制作に係る原稿作成費、デザイン費、印刷費、配布費及び新聞等への折込費 ・求職者にPRするための事業者等の紹介パンフレットの原稿作成費、デザイン費、印刷費及び配布費 ・自社ホームページ内の求人ページ改修に係る費用（求人情報の追加、写真撮影、動画制作、デザイン変更等） | <ul style="list-style-type: none"> ・会社案内パンフレット等、求人以外に使用する広報物の制作費 ・既存のパンフレット等を増刷するための印刷費 ・求人活動と直接関係のない自社ホームページの改修費 |

5 合同企業説明会、採用面接会等への出展

| 補助の対象になる経費 | 補助の対象にならない経費 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 合同企業説明会等への出展料、参加負担金及びブース装飾費 ・ 合同企業説明会等で配布する資料等の印刷費及び運搬費 ・ 合同企業説明会等の特設ページへの掲載費や説明会への参加を周知するための広告費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 合同企業説明会等へ参加するための旅費 ・ 学生に配布するノベルティ等 ・ 求職者と従業員との座談会や交流会等の入社前の理解促進やミスマッチ防止を目的とした取組に係る費用 ・ インターンシップ等の職場体験に係る費用 ・ 内定者向け説明会等のフォローに係る費用 ・ 採用力向上や採用面接等に関する社内研修に係る費用 |

【その他：補助の対象にならない経費】

- ・ 採用管理システム（ATS）や顧客管理システム（CRM）等の導入費及び利用料
- ・ 振込手数料やその他金融機関手数料
- ・ 支払実績が確認できない費用
- ・ [Q2-4](#)で補助対象外としている経費

※このほか、[Q2-3](#)、[Q2-4](#)、[Q4-4](#)、[Q4-5](#)、[Q4-6](#)、[Q4-7](#)及び[Q4-8](#)も補助対象経費及び補助対象外経費の考え方や具体例を掲載していますので、あわせてご確認ください。

| | |
|-------|--|
| Q4-10 | 知人の紹介で人材採用に繋がったため、成功報酬を支払いたい。これは補助の対象になりますか。 |
|-------|--|

知人や取引先等からの紹介により人材を採用した場合に、紹介者へ支払う謝礼や紹介料は補助の対象になりません。

ただし、有料職業紹介事業者を利用して人材を採用した場合において、当該事業者へ支払う成功報酬は補助の対象となります。